

十日町市 環境美化ボランティア支援事業 の留意事項



清掃活動の前に
お読みください

対象者	<p>○町内会または集落、自治振興会など、市民を構成員とする非営利団体として います。市民による複数名の団体活動であれば、申請を受け付けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業、市委託の作業や、既に公的な補助を受けた清掃作業などは対象外です。 ・対象要件を満たすかわからない場合は、環境衛生課までご連絡ください。
活動場所	<p>○市内の国県市道路、公園などの公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内の敷地や、私有地でのごみ収集は対象外です。 ・道路等で清掃活動される場合には、交通事故に十分注意をしてください。 ・必要によっては、団体自前でボランティア保険への加入もご検討ください。
ボランティア ごみ袋	<p>○可燃ごみ用の袋は、ECO（バイオマス）ごみ袋を支給しています。詰め込み すぎると、袋が破れやすいことに注意してください。</p> <p>○不燃ごみ用の袋には、現行の「埋立てごみ」の袋と合わせて、専用シールを お渡しします。ごみ袋搬出の際は、シールを袋に貼って搬出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用せず残ったごみ袋とシールは、実績報告書提出時に返却してください。
ごみ搬出時の 留意点 (お願い)	<p>○地区のごみステーションまたはエコクリーンセンター（焼却場）へ自己搬入 してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコクリーンセンターに持ち込む場合は、事前に搬出予定日をお知らせください。 <p>○「不燃ごみ」を地区ごみステーションへ搬出する場合は、収集日まで申請者 が一時保管してください。(電池など危険物の分別に注意してください)</p> <p>○地区ごみステーション（集積庫）の容量を超えるごみ袋は、エコクリーンセ ンター（焼却場*）に直接持ち込んでください。</p> <p>*無料で収集しますので、申請書に記載の団体名を受付でお申し出ください。</p>
不法投棄等の 対応	<p>○清掃活動中に、タイヤ、家電4品目などの不法投棄物を発見した場合には、 回収せずに、環境衛生課または各支所地域振興課へご連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員が現地確認のうえ対応しますので、実績報告時に、環境衛生課または各 支所地域振興課へご連絡ください。

■お問い合わせ先

事業全般	環境エネルギー部 環境衛生課 環境企画係		TEL 025-752-3924
	十日町地域	環境衛生課（エコクリーンセンター内）	
申請書 実績報告書の 提出先	川西地域	川西支所 地域振興課 地域振興係	TEL 025-768-4951
	中里地域	中里支所 地域振興課 地域振興係	TEL 025-763-2511
	松代地域	松代支所 地域振興課 地域振興係	TEL 025-597-2220
	松之山地域	松之山支所 地域振興課 地域振興係	TEL 025-596-3131

うら面も必ずお読みください

【ごみの出し方ルール】 分別をして、ルールを守ってください！

清掃活動用に支給をするごみ袋は、可燃用（燃やすごみ）と不燃用（埋立てごみ）の2種類ですが、以下のことを確認のうえ、ごみ袋を使用してください。



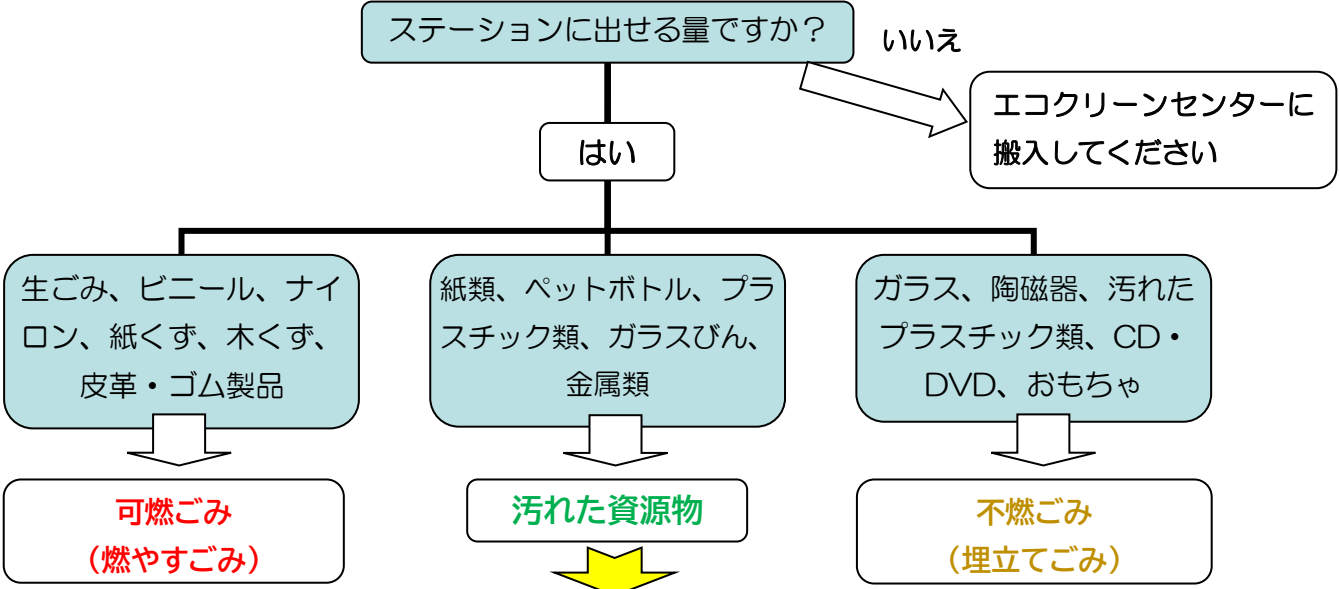
◎なぜ、ごみの分別が必要なの？

- 可燃用（燃やすごみ）のごみ袋に不燃物が混じっていると、機械の故障の原因となり、修理に多額の費用が掛かります。
- 燃やすごみの中に金属類が混じっていると、燃やした後の灰から有害物質が検出されることがあり、薬剤による処理が必要となります。

◎収集ごみに告知票が貼られていたら？

- ステーションに出したごみ袋に「告知票」が貼られていたら、その指示に従って、出しなおしてください。
- ◀ よくある 出し方の間違い ▶
- ・不燃物（缶・びんなど）が燃やすごみに入っている。
 - ・資源物の分別がきちんとできていない。

【分別フローチャート】 ごみステーションを正しく使用しましょう！



紙類 A	ペットボトル	プラスチック類	ガラスびん(容器)	金属類
新聞/チラシ/段ボール/紙パック	飲食料品 医薬品	表示あり	飲食料品 医薬品 食品保存容器	空き缶・台所用品ほか
紙類 B		表示なし		
雑誌/封筒/紙箱				

燃やすごみ

埋立てごみ